

# 栃木市軟式野球連盟会則

## 第1章 名称及び事務所

- 第1条 本連盟は栃木市軟式野球連盟と称する。
- 第2条 本連盟の事務所は会長宅又は理事長宅に置く。

## 第2章 目的及び事業

- 第3条 本連盟はアマチュア・スポーツとしての正しい野球を普及し、健全な発展を計るとともに、市スローガンの「市民一スポーツ」に寄与することも目的とする。
- 第4条 本連盟は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- 1) 各種大会の開催及び後援。
  - 2) アマチュア・スポーツとしての野球全般の普及と技術向上の指導と協力。
  - 3) 市営各球場の整備及び拡充。
  - 4) 講習会、研修会の開催。
  - 5) その他、目的達成に必要な事項。

## 第3章 組織及び会員

- 第5条 本連盟は野球発展に寄与する者及び第3条の主旨に賛同する野球愛好者をもって組織する。
- 第6条 本連盟は栃木市スポーツ協会及び公益財団法人全日本軟式野球連盟栃木県支部（一般財団法人栃木県野球連盟）の傘下組織とする。
- 第7条 会員は、本連盟が登録を認めたチーム及びチーム構成員とする。
- 第8条 会員は次のいずれかのチームに所属するものとする。
- 1) 職域チーム。
  - 2) クラブチーム。
- ※全日本軟式野球連盟が定めたチーム構成に準ずる。
- 第9条 チーム編成は、その都度の大会要項により決定する。

## 第4章 加盟及び会員資格の喪失

- 第10条 登録をしようとするチームは、本連盟の定める所定の手続きを、速やかにしなければならない。
- 第11条 本連盟へチーム構成員としての登録は、職域チーム又はクラブチームのいずれか1チームであること。また、本連盟いがいの支部に登録している者は登録することはできない。
- 第12条 会員登録は、毎年1回（毎年3月）とする。
- 第13条 会員は次の事項に該当する時は、資格を失う。
- 1) 指定された日時までにチームまたは選手として登録の手続きをしなかったとき。
  - 2) 第8条または第31条の定め抵触し、本連盟が不相当と認めたとき。

## 第5章 役員

- 第14条 本連盟に次の役員を置く。
- 1) 名誉会長 1名
  - 2) 会長 1名
  - 3) 副会長 2名
  - 4) 理事長 1名
  - 5) 副理事長 1名
  - 6) 常任理事（運営委員）5名
  - 7) 理事（常任理事を含む）15名
  - 8) 会計 1名
  - 9) 会計監査 2名
- 第15条 名誉会長は、常任理事会で推挙し、理事会で半数以上の承認を得て会長が委嘱する。
- 第16条 会長、副会長は、常任理事会で選出し、理事会で半数以上の承認を得る。  
会長は、会務を統括する。  
副会長は、会長を補佐し会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- 第17条 理事長、副理事長は常任理事会で選出し、理事会の半数以上の承認を得る。  
理事長は、理事会を代表し会長、副会長に事故ある時は、その職務を代行する。  
副理事長は、理事長を代行する。
- 第18条 理事は、常任理事会で選出し、会長が委嘱する。理事は会務を執行する。  
欠員が出た場合、すみやかに理事を選出する。
- 第19条 理事は互選により常任理事会で半数以上の承認をもって選出する。
- 第20条 監事は理事会で推挙し、会計を監査する。
- 第21条 役員任期は3年とする。再任は妨げない。

## 第6章 会議

- 第22条 本連盟の会議は、常任理事会、理事会とする。
- 第23条 常任理事会は、次の事項を審議し理事会で半数以上の承認を得る。

- 1) 事業計画      2) 予算決算      3) 会則変更      4) その他重要事項

第24条 理事長が必要に応じ、常任理事会、理事会を招集し、議長となり、会運営の事項、その他重要事項等を審議する。

第25条 理事会の決定事項は必要に応じて資料にし、活動報告書に記載する。

## 第7章 会 計

第26条 会計は、理事会で推挙し、会長の承認を得て、経理を担当する。

第27条 本連盟の経費は次により支弁する。

- 1) 登録料、参加料。
- 2) 市または公共団体よりの助成金。
- 3) 寄付金。
- 4) その他の収入。

第28条 本連盟の会計年度は、毎年3月1日より翌年2月末日までとする。

第29条 会計年度終了後、会計は会長に速やかに収支決算書を提出し、監事の監査を受けなければならない。

## 第8章 専 門 部

第30条 本連盟の事業を円滑に運営するために、次の専門部をおき理事長が統括し、部長、副部長、部員を置くが、役員が兼務することもある。

- 1) 総務部      2) 審判部      3) 学童部

## 第9章 規 律

第31条 登録チーム及び選手は、会則違反及びスポーツマンシップに反する言動、特に暴言をはいたり、暴力的行為を行ったと判断した時は、登録を取り消す。

## 第10章 会則の変更

第32条 会則の変更は理事会にて決議し、活動報告書に記載する。

## 第 1 1 章 付 則

第 3 3 条 会則の施行に関し、必要事項の細目は理事会で定め運用するも、本会則の定めなき事項については公益財団法人全日本軟式野球連盟の会則又は事例に基づく。

第 3 4 条 本会則は平成 18 年 1 月 1 日より施行する。  
本会則は平成 26 年 1 月 1 日より施行する。  
本会則は平成 30 年 1 月 1 日より施行する。  
本会則は令和 2 年 11 月 22 日より施行する。  
本会則は令和 5 年 4 月 1 日より施行する  
本会則は令和 6 年 3 月 1 日より施行する